

館山市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務委託仕様書

1 業務名

館山市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務委託

2 業務期間

契約締結日から2019年（平成31年）3月29日まで

3 業務履行場所

館山市全域（事業者ヒアリング等で館山市外に赴く場合もある）

4 委託料支払条件

委託料の支払いは、委託業務完了後一括払いとする。

5 業務目的

館山市（以下「市」という。）は、千葉県房総半島の最南部に位置し、安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の中では最も人口が多く、地域の中心都市としての機能を担っており、館山駅を中心とした平野部に商業施設や官公庁、住宅、医療機関等が集中し、周辺には農漁村地域が広がっている。近年では、国道127号線（館山バイパス）や国道128号線沿い等の郊外に大規模商業施設等が集積しつつあり、市街地の空洞化が進んでいる。

平成27年国勢調査によれば、市の人口は47,464人で、65歳以上の高齢者の割合は36.9%と、国や県の平均を上回るペースで高齢化が進んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の将来人口推計によれば、2045年の市の人口は3万3千人ほど（2015年の約7割）になると予想されており、今後も少子高齢化が進むと考えられる。

そのような中、市の公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、ダイヤ改正ごとに鉄道やバス路線が減便されるなど「利用者の減少・運行本数の減少・利便性低下・更なる利用者の減少」という負のスパイラルから抜け出せないでいる。また、これまでは館山駅を発着し、郊外に放射状に延びる路線の維持を基本として交通に関する取組を実施してきたが、きめ細かに住民等の声を聞き、ニーズに合わせた交通網にしなければ、公共交通が無くなってしまう恐れがある。

このように厳しい状況の中、路線バスの再編など公共交通体系の見直し、増加する高齢者や交通空白地などに住む住民の日常の足の確保対策や総合的な公共交通利用促進策の検討に加え、「①観光需要の増加」「②計画されている医療機関や官公庁の移転」という要素をしっかりと認識し、観光客や二地域居住者等交流

人口の拡大や、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンド観光の推進等を踏まえ、観光に公共交通を活用できる仕組みの構築や、医療機関や官公庁といった基幹施設の移転にあわせた交通網の再構築を検討するなど、自動車に頼らなくても訪れ、生活できるまちづくりを行う必要がある。

そこで、市では将来にわたり持続可能な公共交通網を作り上げ、観光などの地域特性を存分に発揮したまちづくりを行うために、公共交通のビジョンを明確に描いた計画を策定することとした。計画は、今年度と次年度の2年間で策定することとし、本業務において各種調査によるニーズや課題の把握、分析を実施し、別途次年度事業で調査、分析結果を踏まえた計画案を作る予定である。なお、策定に際しては、的確できめ細かなニーズ把握を行い、実効性の高い計画とすることを目標とする。また、まちづくりや観光、福祉など総合的な視点から、市域全体を総合的かつ面的に捉え、市にとって最も理想的な交通体系を考えていくための「マスタープラン」となるような内容を盛り込んでいく。

6. 委託業務内容

(1) 地域の現況把握と分析

既存資料を基に、地域特性や公共施設等の配置状況を把握し、市の特性や現況について分析する。具体的には、以下に掲げる項目等についての情報整理と分析を行う。

- ・市の地理的条件、土地利用の状況
- ・人口分布・密度、年齢別人口、小学校区単位の人口現況や将来推計、市全体の将来人口等の状況
- ・財政状況
- ・公共施設、医療機関、商業施設、観光交流施設等主要施設の分布
- ・道路等インフラの整備状況
- ・これまでの開発事業や今後の開発予定事業の状況等
- ・自動車普及率や高齢者免許保有率（返納率）の状況

(2) 市の公共交通の現況把握と分析

既存資料や公共交通の運行事業者が所有する資料、データを収集し、市における公共交通の運行状況や利用状況、財政負担額、費用対効果等を詳細に把握、分析する。

(3) 上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理

「第4次館山市総合計画」や「館山市都市マスタープラン」、「館山市高齢者保健福祉計画」等の上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性や地域振興施策等について把握・整理し、まちづくりと公共交通の関連等を整理する。

(4) 地域住民等の移動実態把握、分析

①市民アンケート調査

各地域における公共交通の問題や課題、ニーズや利用意向、移動実態、費用負担、公共交通機関への依存度（利用実態（発着地や頻度など））等に関する市民の意識を把握し、今後の公共交通のあり方等について検討できるよう、市民を対象としたアンケート調査を実施し、必要な分析を行う。なお、アンケートは郵送配布・郵送回収により実施することとし、サンプル数は市民の移動実態やニーズをおおむね把握するために必要な数量にて行うこととする。

②公共交通を必要としている人の「生の声」の収集

※受注者の独自提案を踏まえ実施する調査

上記①では把握が難しい、公共交通を真に必要とする人の外出実態や公共交通利用状況等を把握するための効率的・効果的な調査及び分析を行う。

③バス・タクシー等利用者アンケート調査及びOD調査

今後の公共交通網を考えるに当たり、利用状況や課題等を把握するため、性別・年齢等の利用者の属性や利用目的、他の交通への乗り継ぎ、必要なサービス等についての利用者アンケート調査及びOD調査を実施し、結果を分析する。

④観光客や移住者に対するアンケート調査の実施

観光客の二次交通の利用状況や、近年増加している移住者の公共交通に対するニーズを把握するため、アンケート調査及び分析を行う。

⑤地区別住民座談会開催結果の分析

市が実施する地区別座談会（10の小学校区にて年1～2回開催予定）で出された意見等の把握、分析を行う。

（5）関係事業者、団体へのヒアリング調査

交通事業者をはじめ、観光団体や移住者交流団体、商業施設、医療福祉施設等の関係者から聞き取り調査を行い、定性的な利用特性や市の公共交通の問題点、今後の公共交通網を考えるに当たり留意すべき点等を把握、分析する。

（6）調査結果、課題の取りまとめ・整理と分析

アンケートやヒアリング調査及びそこから抽出された課題の取りまとめと整理を実施し、結果に関する分析を行う。

（7）打合せ協議

本業務の円滑な履行のため、必要に応じ打合せを行う。

（8）その他

市からの求めに応じ、専門的、技術的助言をその都度行う。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品の納入場所は館山市総合政策部企画課とする。

- ・業務報告書一式（各種調査結果報告書、分析資料等） 5部
- ・上記に関するMicrosoft Excel、Word、PDFの電子データ（CD-R） 1部

8. 留意事項

（1）法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（2）資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

（3）守秘義務

受注者は、館山市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（4）損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

（5）成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

（6）再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

（7）その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。